

オンライン申請を利用されている方へ

平成19年3月26日より自動車検査証写しの提出が不要になります

- ※1. オンラインで特殊車両の通行許可申請を行う場合、平成19年3月26日（月）の申請から自動車検査証写しの添付が必要なくなります。（ただし、車両等によっては対象とならないものもあります。）
- ※2. オンライン申請以外の方は、これまでどおり自動車検査証写しの提出が必要です。

●自動車検査証の写しの提出の必要がなくなると、何が変わるの？

- ・ これまでのオンライン申請の手順から、以下のように変更となります。

申請～車両通行までの流れ	これまでのオンライン申請の手順	変更点
①申請データの作成	オンライン申請支援システムにて申請データを作成する。	変更はありません。
②申請データの送信	申請データ送信アプリケーションを使って申請データを送信する。	<u>変更となります。</u> <u>車検証の写しの添付の必要がなくなります。</u> <u>これにともない、システム操作画面が変更となっております。</u>
③審査状況の確認	Web上から審査状況を確認する。	変更はありません。
④許可証の取得	申請窓口に許可証を受け取りに行く。 または、インターネットから許可証をダウンロードする。	変更はありません。
⑤車両の通行	許可証を携行する。	変更はありません。

●どんな車両であっても、車検証の写しの添付は必要ないの？

- ・ たとえば、車両自体は特殊車両に該当しないが、積荷を積載することにより幅や長さや高さなどが一般的制限値を超えてしまい特殊車両の通行許可申請の対象となる場合などは、これまで通り車検証の写しの添付または郵送が必要です。詳細については、以下のとおりです。

① 特殊車両に該当しない車両を使って、申請する場合

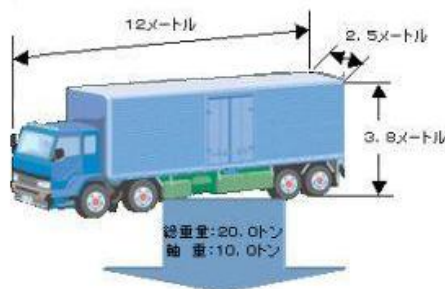
※特殊車両に該当する条件は以下の通りです。

② 運輸局等に自動車の新規検査および登録を行った当日に、特殊車両通行許可申請を行う場合

【特殊車両該当条件】

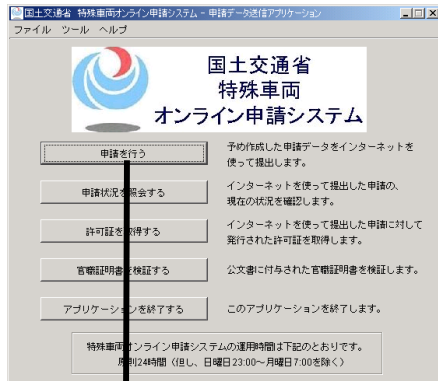
一般的制限

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5メートル
長さ	12.0メートル
高さ	3.8メートル
重さ	総重量 20トン
	軸重 10トン



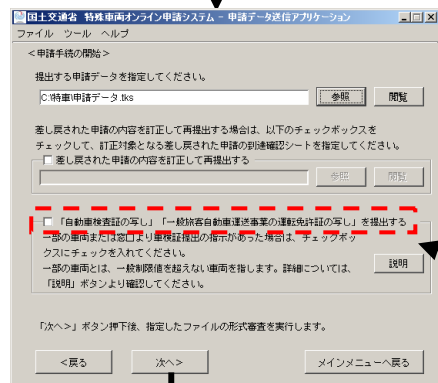
●申請データ送信アプリケーションの操作はどう変わるの？

- ・自動車検査証の写しを提出するかどうか選択できるようになります。変更内容については、[以下のとおりです。](#)



①<メインメニュー画面>

申請を行うボタンをクリックします。

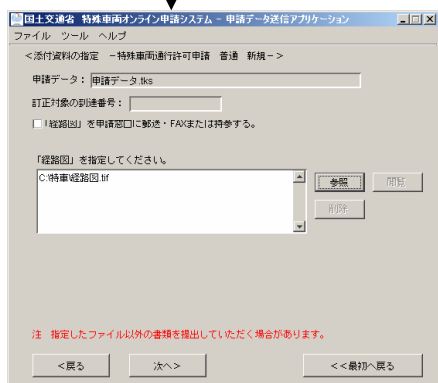


②<申請手続開始画面>

申請データを選択します。

[ここで「自動車検査証の写し」を提出するかどうかを選択します。](#)

自動車検査証の写しを添付する場合は、このチェックボックスにチェックをつけます。



③<添付資料指定画面>

申請データの経路に未収録経路が存在する場合、この画面に自動的に遷移します。

②でチェックボックスにチェックをつけた場合、車検証の添付画面が表示されます。

未収録経路図の添付が必要なければ、この画面は表示されません。

詳細な方法については、特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介をご覧ください。

【特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介】

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

【オンライン申請の説明資料 [PDF]】

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/explanatorymaterial.pdf>